

見附市告示第107号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2（第12条関係）備考第1項及び第2項の規定に基づき市長が定める区域及び時間は次のとおりとし、令和5年6月16日から実施する。

令和5年6月16日

見附市長 稲田 亮

1. 区域

第1種区域及び第2種区域とは、振動規制法（昭和51年法律第64号）の規定により定めた令和5年見附市告示第106号で指定した第1種区域及び第2種区域とする。

2. 時間

- (1) 昼間 第1種区域にあつては、午前8時から午後7時まで、第2種区域にあつては、午前8時から午後8時まで
- (2) 夜間 第1種区域にあつては、午後7時から翌日の午前8時まで、第2種区域にあつては、午後8時から翌日の午前8時まで